

# し尿汲取手数料管理システム構築・移行委託業務及び 保守運用委託業務プロポーザル公募要項

## 1 委託業務の概要

### (1) 公募の目的

当市では、し尿汲取手数料管理業務において、既存システムの老朽化及び Windows 10 サポート期限切れに伴い、システムの継続的な運用が困難になっている。

既存システムでは Windows 11 への移行が技術的に不可能であることが判明しており、業務の継続性を確保するためには、新たなシステムへの移行が不可欠である。

既存のシステムの機能を踏襲し、ウェブアプリケーションとして再構築することにより、業務の継続性を確保するとともに、主要業務管理の効率化及びユーザビリティの向上を図ることを目的とする。

### (2) 業務内容

「し尿汲取手数料管理システム移行委託業務及び保守運用委託業務仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

- ① システム移行委託業務：契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日まで（予定）
- ② 保守運用委託業務：令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（予定）

### (4) 提案上限額

10,186,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

このうち、それぞれの上限額を

- ① システム移行委託業務 9,570,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- ② 保守運用委託業務を 616,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

## 2 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。ただし、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者を除く。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画認可の決定を受けた者を除く。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 公告の日以降に、「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成 16 年 3 月 1 日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) ISO/IEC27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）又は JISQ15001（プライバシーマーク制度）の認証を取得していること。
- (7) 過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって、契約の相手方として不適当と市長が認める者でないこと。
- (8) 市税及び国税の滞納がない者であること。
- (9) 佐渡市内に本社または支社等の事業所を置いていること。

### 3 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者を失格とする。

なお、受託予定者として決定した後であっても、その者とは契約を締結せず、次点の受託候補者と契約を締結することとする。また、契約における受託者となった後であっても、その者との契約を解除し、次点の受託候補者と改めて契約を締結することとする。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさない場合。
- (2) 実施要領に規定する提出方法、提出先、提出期限及び提出様式並びに記載上留意事項に示す条件等に適合しないと認められる場合。
- (3) プレゼンテーション等に出席しなかった場合。

### 4 質問及び回答

本公募に関する質問は、次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間：令和8年4月22日（水）から令和8年5月11日（月）午後5時まで
- (2) 提出方法：質問は、件名に「【会社名】し尿汲取手数料管理システム構築・移行委託業務及び保守運用委託業務に係る質問」を明記の上、質問書（様式第5号）により、電子メールで提出すること。送付後は必ず電話により受信確認を行うこと。
- (3) 提出先：佐渡市生活環境課 s-kankyo@city.sado.niigata.jp（TEL：0259-66-3113）
- (4) 回答方法：提出された質問に対する回答は、質問者に対して令和8年5月13日（水）までに電子メールで回答する。

### 5 プロポーザルの参加意向申出手続き

このプロポーザルに参加する者は、次のとおりプロポーザル参加意向申出書及び誓約書を提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年5月7日（木）午後5時まで
- (2) 提出書類（各1部）
  - ① プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）
  - ② 誓約書（様式第2号）
- (3) 提出方法：データで提出すること。送付後、必ず電話により受信確認をすること。
- (4) 提出先：佐渡市役所生活環境課 メール：s-kankyo@city.sado.niigata.jp
- (5) 参加資格確認通知

提出された参加意向申出書により「2 プロポーザル参加資格」を満たしているか確認し、その結果を令和8年5月8日（金）までにメールにて通知する。

- (6) 辞退  
参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）により届け出ること。  
なお、辞退届はメールにより提出すること。送付後は必ず電話確認を行うこと。

### 6 企画提案書の提出等

- (1) 提出期限：令和8年5月21日（木）午後5時必着
- (2) 提出書類（各1部）
  - ① プロポーザル参加申請書（様式第3号）
  - ② 会社概要書（様式第4号）
  - ③ 見積書（任意様式）
    - データ移行業務・保守運用業務の積算根拠として費用内訳をそれぞれ明記し、税込金額で作成すること。
  - ④ 企画提案書（任意様式）
    - 企画提案書の様式は、原則A4版横長横書きとする。
    - 記述内容については、専門的知識を有しない者に対する配慮を行い、専門用語や語句等については、説明文を添える等の工夫をすること。
- (3) 提出方法：データで提出すること。

- 使用ソフトは原則として標準ソフト（Microsoft 社製 Word、Excel、PowerPoint）とし、その他のソフトを使用する際は PDF 形式で収録すること。

(4) 提出先：佐渡市役所生活環境課 s-kanky@city.sado.niigata.jp (TEL：0259-63-3113)

件名に「【会社名】し尿汲取手数料管理システム構築・移行委託業務及び保守運用委託業務企画提案書」と明記すること。

※ メール送信後は、必ず送信した旨を電話にて連絡すること。

※ 添付ファイルの合計容量が5MB以上となる場合は、その旨申し出ること。

## 7 提出書類の取扱い等

- (1) 企画提案に要する一切の費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書について書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (4) 企画提案書は、審査以外には無断で使用しない。ただし、佐渡市情報公開条例その他関係法令に基づき、開示する場合がある。
- (5) 仕様書に示す条件を満たすため、具体的手法や工夫及びスケジュール等を、文章や図表等により簡潔かつ明瞭に記述して提案すること。

## 8 審査方法（選定手順）

### (1) 審査方法について

- ① 本業務における企画提案に係る審査は、「し尿汲取手数料管理システム構築・移行委託業務及び保守運用委託業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行う。
- ② 企画提案内容等について総合的に審査を行い、審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、最高得点のものを最優秀提案者とする。ただし、最優秀者（事業予定者）が契約を締結しない時、または本業務の遂行に支障があると判断し契約を締結しない場合については、次点の事業者と協議を行う。
- ③ 最高得点のものが複数の場合、審査委員会が総合的に判断し最優秀提案者を選定する。
- ④ 選定委員会の評価が合計点の6割に満たない場合は、その提案は不採用とする。

### (2) プレゼンテーションについて

- ① 日時：令和8年5月27日（水）13時30分から14時30分（予定）
- ② 場所：佐渡市役所 大会議室（佐渡市千種232番地）
- ③ 出席者：参加者側の出席者は2名までとする。
- ④ 実施順：順番及び時間は、参加意向申出書等を受理後に電子メールにて連絡する。
- ⑤ 説明時間：各参加者20分以内とする。
- ⑥ 資料等：審査委員会では、提出された企画提案書の内容以外の資料の配布や投影は禁止する。

## 9 実施スケジュール

項目	日程
参加者募集開始	令和8年4月22日（水）
質問書の受付期間	令和8年4月22日（水）から 令和8年5月11日（月）午後5時まで
参加意向申出書及び誓約書提出期間	令和8年4月22日（水）から 令和8年5月7日（木）午後5時まで ※参加表明後に辞退する場合は、「参加辞退届」を提出すること。
質問書の回答	令和8年5月13日（水）
企画提案書の提出期限	令和8年5月21日（木）午後5時必着
審査（プレゼンテーション）	令和8年5月27日（水）持ち時間各社20分以内 （佐渡市役所 本庁舎で開催）
審査選定結果通知（予定）	令和8年5月28日（木）以降電子メールで通知

## 10 結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は、各提案者に電子メールにより通知する。
- (2) 提案者の審査結果の評価点数を佐渡市のホームページで公表する。ただし、選定されなかった者の会社名については公表しない。
- (3) 本プロポーザルの審査の経緯及び内容についてはいかなる問合せにも応じない。また提案者は、審査結果について異議の申し立てをすることはできない。

## 11 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

- (1) 「2 プロポーザル参加資格」に定める要件を満たさない（満たさなくなった）者による提案をした場合
- (2) 企画提案書その他提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 「1の(4)」の提案上限額を上回っている場合

## 12 契約手続等

本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、委託契約締結前に佐渡市と契約関係は生じない。

### (1) 業務内容に関する協議

本業務の内容は、佐渡市が示した仕様書及び委託候補者が提出した企画提案をもとに確定するが、業務目的達成のために必要と認められる場合は、佐渡市と委託候補者の協議により、企画提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがある。

委託候補者との協議が整わなかった場合や委託候補者が委託契約を辞退した場合は、審査結果において次点であった者と協議を行う。

## 13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提案者が1者しかいない場合においても、プレゼンテーションにより選定を行う。
- (3) 感染症等の状況に応じて、本要項に定めるプロポーザルの実施方法を変更する場合がある。
- (4) 提出された書類等は、審査のためにその写しを作成し、使用することができる。